

湖東定住自立圏の形成に関する協定書の  
一部を変更する協定書

彦根市・愛荘町

## 湖東定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

平成 21 年 10 月 4 日彦根市(以下「甲」という。)と愛荘町(以下「乙」という。)との間に締結した湖東定住自立圏の形成に関する協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

第 3 条第 1 号工に次のように加える。

### (イ) スポーツを通じた地域活性化

#### a 取組の内容

スポーツを通じたにぎわいと交流を創出する拠点として(仮称)彦根市新市民体育センターを整備するとともに、当該施設を活用したスポーツツーリズムの推進等に取り組み、交流人口の増加、関連産業の振興等による圏域経済の活性化を図る。

#### b 甲の役割

(仮称)彦根市新市民体育センターを整備するとともに、乙と連携して、当該施設において各種イベント等を実施することにより、圏域経済の活性化を図る。

#### c 乙の役割

甲と連携して、当該施設において各種イベント等を実施することにより、圏域経済の活性化を図る。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれその 1 通を保有する。

令和 2 年 3 月 9 日

甲 彦根市元町 4 番 2 号

彦根市

彦根市長 大久保



乙 愛知郡愛荘町愛知川 72 番地

愛荘町

愛荘町長 有村国知



湖東定住自立圏の形成に関する協定書の  
一部を変更する協定書

彦根市・豊郷町

## 湖東定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

平成 21 年 10 月 4 日彦根市(以下「甲」という。)と豊郷町(以下「乙」という。)との間に締結した湖東定住自立圏の形成に関する協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

第 3 条第 1 号エに次のように加える。

### (ウ) スポーツを通じた地域活性化

#### a 取組の内容

スポーツを通じたにぎわいと交流を創出する拠点として(仮称)彦根市新市民体育センターを整備するとともに、当該施設を活用したスポーツツーリズムの推進等に取り組み、交流人口の増加、関連産業の振興等による圏域経済の活性化を図る。

#### b 甲の役割

(仮称)彦根市新市民体育センターを整備するとともに、乙と連携して、当該施設において各種イベント等を実施することにより、圏域経済の活性化を図る。

#### c 乙の役割

甲と連携して、当該施設において各種イベント等を実施することにより、圏域経済の活性化を図る。

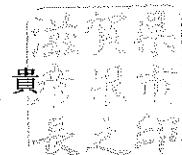
この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれその 1 通を保有する。

令和 2 年 3 月 6 日

甲 彦根市元町 4 番 2 号

彦根市

彦根市長 大久保



乙 犬上郡豊郷町大字石畑 375 番地

豊郷町

豊郷町長 伊藤 定勉



湖東定住自立圏の形成に関する協定書の  
一部を変更する協定書

彦根市・甲良町

## 湖東定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

平成 21 年 10 月 4 日彦根市(以下「甲」という。)と甲良町(以下「乙」という。)との間に締結した湖東定住自立圏の形成に関する協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

第 3 条第 1 号工に次のように加える。

### (ウ) スポーツを通じた地域活性化

#### a 取組の内容

スポーツを通じたにぎわいと交流を創出する拠点として(仮称)彦根市新市民体育センターを整備するとともに、当該施設を活用したスポーツツーリズムの推進等に取り組み、交流人口の増加、関連産業の振興等による圏域経済の活性化を図る。

#### b 甲の役割

(仮称)彦根市新市民体育センターを整備するとともに、乙と連携して、当該施設において各種イベント等を実施することにより、圏域経済の活性化を図る。

#### c 乙の役割

甲と連携して、当該施設において各種イベント等を実施することにより、圏域経済の活性化を図る。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれその 1 通を保有する。

令和 2 年 3 月 6 日

甲 彦根市元町 4 番 2 号

彦根市

彦根市長 大久保



乙 犬上郡甲良町大字在土 353 番地 1

甲良町

甲良町長 野瀬 喜久男



湖東定住自立圏の形成に関する協定書の  
一部を変更する協定書

彦根市・多賀町

## 湖東定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

平成 21 年 10 月 4 日彦根市(以下「甲」という。)と多賀町(以下「乙」という。)との間に締結した湖東定住自立圏の形成に関する協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

第 3 条第 1 号工に次のように加える。

### (ウ) スポーツを通じた地域活性化

#### a 取組の内容

スポーツを通じたにぎわいと交流を創出する拠点として(仮称)彦根市新市民体育センターを整備するとともに、当該施設を活用したスポーツツーリズムの推進等に取り組み、交流人口の増加、関連産業の振興等による圏域経済の活性化を図る。

#### b 甲の役割

(仮称)彦根市新市民体育センターを整備するとともに、乙と連携して、当該施設において各種イベント等を実施することにより、圏域経済の活性化を図る。

#### c 乙の役割

甲と連携して、当該施設において各種イベント等を実施することにより、圏域経済の活性化を図る。

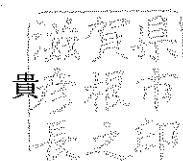
この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれその 1 通を保有する。

令和 2 年 2 月 27 日

甲 彦根市元町 4 番 2 号

彦根市

彦根市長 大久保



乙 犬上郡多賀町大字多賀 324 番地

多賀町

多賀町長 久保久良

